

平成25年度

三重県雇用施策実施方針

平成25年4月

三 重 労 働 局

目 次

I	趣旨	1
II	平成25年度の主な雇用施策	
	(1) 障害者の就労支援	4
	(2) 若年者に対する就労支援	5
	(3) 女性の活躍促進による経済活性化	7
	(4) 高齢者の就職促進	7
	(5) 成長分野などでの雇用創出・人材育成の推進	8
	(6) 重層的なセーフティネットの構築	9
III	雇用施策に関する数値目標	10

I. 趣旨

平成25年1月の有効求人倍率は0.88倍で、9月以降5か月連続で同水準となるなど、三重県の雇用失業情勢は持ち直しの動きが広がりつつあるが、依然として厳しい状況にある。

このような雇用失業情勢の中で、三重労働局は、国の行政機関として全国共通の雇用のセーフティネット機能を県民に提供することに加え、三重県を所管する行政機関として本県の実情に合った行政サービスを提供する必要がある。

このため、三重労働局長は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）第13条第1項に基づき、三重県知事の意見・要望を踏まえ、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策と、三重県が講ずる雇用に関する施策との連携の下、地域の実情に応じた課題とそれに対応するため「三重県雇用施策実施方針」を策定することとする。

三重県においては、平成23年12月に、従来の枠を超えた働き方、働く「場」に関する情報と課題を共有し、雇用に関する新しいしくみの創出について意見交換を行うため「三重県雇用創造懇話会」が設置されており、三重労働局は、これら三重県の実施する雇用に関する施策の効果を最大限のものとするため、三重県知事の意見・要請を最大限尊重し、本県の実情に応じた課題及び、それに対する施策を「三重県雇用施策実施方針」に盛り込んだ。

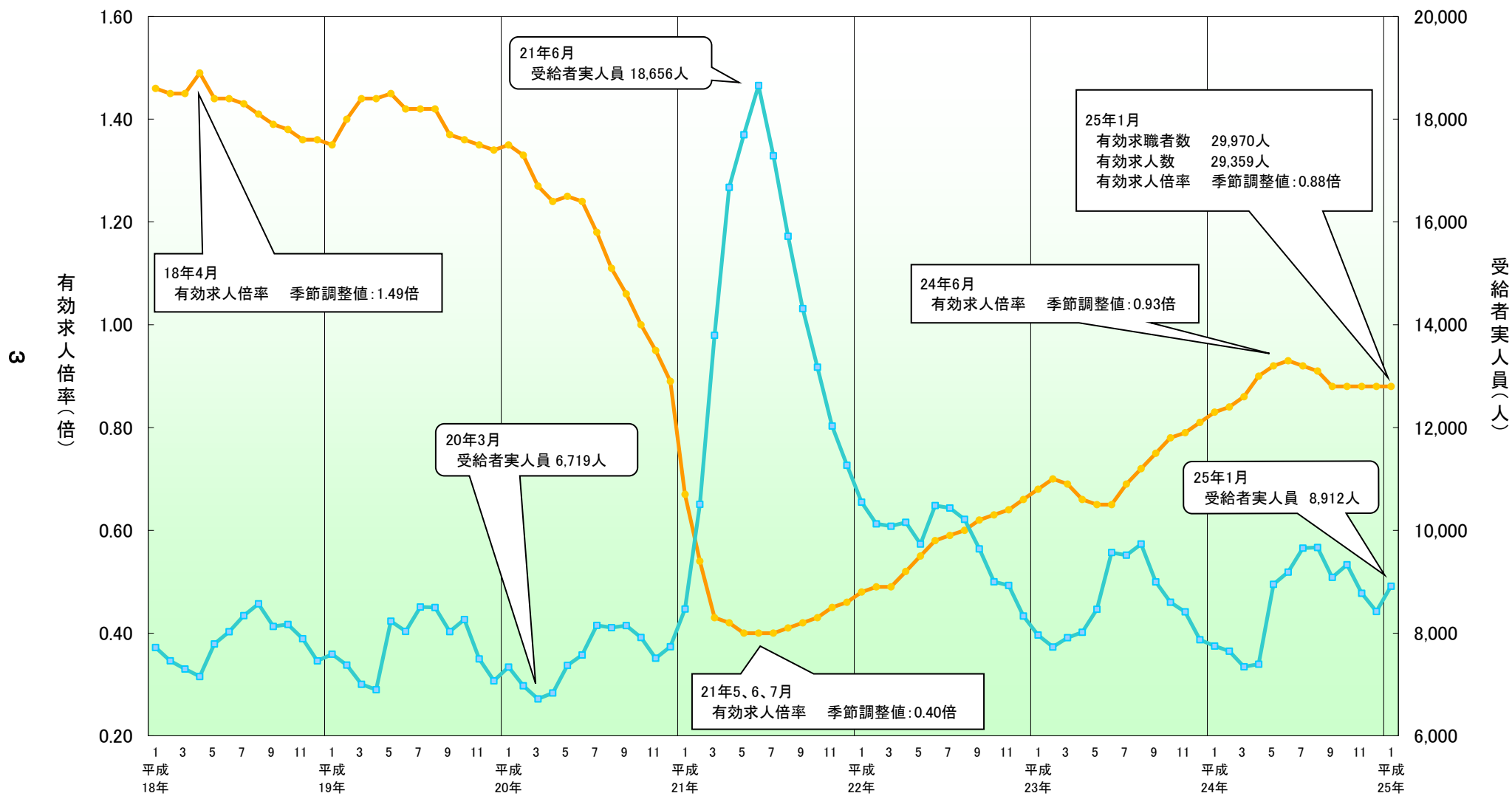
三重労働局では、以下の施策について、三重県との密接な連携の下で円滑かつ効果的に実施されるように努め、ひいては地域の雇用失業情勢の改善に取り組むこととする。また、三重県知事からの要請等に迅速かつ柔軟に対応し、これまで以上に地域において緊密な連携・協力を図っていくこととする。

公共職業安定所の管轄区域の概況

項目 安定所	所在地	管轄区域	市 町 数			管内面積 (k m ²)	管内人口 (人)
			計	市	町		
桑 名	桑名市桑栄町 1-2 サンファーレ北館 1階	桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、 三重郡のうち朝日 町	5	2	3	400.56	228,672
四 日 市	四日市市本町 3-95	四日市市、三重郡 (朝日町を除く)	3	1	2	321.18	361,954
鈴 鹿	鈴鹿市神戸 9-13-3	鈴鹿市、亀山市	2	2		385.58	248,726
津	津市島崎町 327-1	津市	1	1		710.81	282,904
松 阪	松阪市高町 493-6 松阪地方合同庁舎 1階	松阪市、多気郡	4	1	3	1,130.80	215,149
伊 勢	伊勢市岡本 1-1-17	伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡（大 紀町錦を除く）	7	3	4	1,148.71	249,964
伊 賀	伊賀市四十九町 3074-2	伊賀市、名張市	2	2		687.93	175,023
尾 鷲	尾鷲市林町 2-35	尾鷲市、北牟婁郡、 度会郡のうち大紀 町錦	2	1	1	450.17	36,988
熊 野	熊野市井戸町赤坂 739-3	熊野市、南牟婁郡	3	1	2	541.57	39,231
合		計	29	14	15	5,777.31	1,838,611

注. 管内面積は平成 23 年 10 月 1 日現在、管内人口は平成 24 年 10 月 1 日現在の数値である。両項目の度会郡大紀町の数値は、同町錦と錦以外の数値区分が把握できないため、伊勢所管内の数値に計上している。管轄区域の市町村名は平成 24 年 4 月 1 日現在のものである。

三重県の有効求人倍率と雇用保険受給者実人員の推移 (グラフ①)



II 平成 25 年度の雇用における重点施策

(1) 障害者の就労支援（障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現）

(ア) 雇用率達成指導の厳正な実施とマッチングの促進

法定雇用率未達成企業に対して、事業所訪問のみならず、事業主セミナーや業種・業界団体が主催する各種会議等の機会を捉え、積極的な指導を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 法定雇用率未達成企業に対して、それぞれの企業が抱えている具体的な課題を把握し、その課題に合わせ、公共職業安定所及び三重障害者職業センター等関係機関が連携し、支援を実施する。
- 特例子会社設立についての積極的な働きかけを行う。
- 障害者就職面接会を開催する。（県内 7 会場）

【三重県が実施する業務】

- 障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓や各種制度の普及・啓発、ジョブサポーターの派遣による定着支援、特例子会社設立のための補助事業等を実施する。

(イ) 地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

公共職業安定所が中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携し支援を行う「チーム支援」について、三重県や市町といった地方自治体、医療機関などを含めた地域の連携強化を行い、就職から職場定着までの継続的な支援を実施することで、福祉・教育から一般雇用への移行を促進する。

【三重労働局が実施する業務】

- 特別支援学校に対して、生徒・保護者及び教職員を対象に、一般雇用に関する理解を図るセミナーを実施する。
- 福祉施設に対して、障害者の雇用実績のある企業関係者等のノウハウを活用する就労支援セミナーを実施し、福祉施設における就労支援機能の向上を図る。
- 福祉施設利用者及び特別支援学校生徒等を対象とした企業説明会の開催。（県内 2 会場）
- 三重県や市町の関係部局との連携の下、各障害保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターが障害者の身近な地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する拠点として機能するよう、必要な助言・指導を行う。

【三重県が実施する業務】

- 障がい者雇用促進に向けた新たな仕組みづくりと、民間企業における障がい者雇用の促進目指して、障がい者雇用推進監を新設し、三重労働局と連携しながら産業界とのネットワークを構築し、企業からみた就労支援や授産品のブラッシュアップに取り組む。

(ウ) 障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化

精神障害や発達障害などの多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関との連携体制を強化し、きめ細かな就労支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 精神障害者の雇用促進にあたっては、障害者本人への支援に併せ事業主への支援が重要であるため、三重障害者職業センターの事業主支援策等を活用する。
- 精神障害者雇用トータルサポーターによる精神障害者に関する事業主の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓等の働きかけを行う。
- 三重県自閉症・発達障害支援センター、三重県難病相談支援センター等と連携を図りながら、就労支援を実施する。
- 三重県が計画している障害者雇用の「見える化」を図るための「アンテナショップカフェ施設」の設置に対し、活用できる助成金等の案内など実現に向け支援する。

【三重県が実施する業務】

- 社会全体の障がい者に対する理解と雇用の促進を図るアンテナショップカフェの機能や運営のあり方について、経済・労働団体及び行政、専門家等による雇用モデルの実践、障がい者雇用の理解促進、授産品販路拡大等を行う新たな仕組みづくりの検討を行う。

(エ) 障害者の職業能力開発支援の充実

労働局及び公共職業安定所は、三重県との連携を一層密にし、効果的な職業訓練受講あっせんや就職支援に努める。

また、求人開拓や法定雇用率の達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、三重県等への情報提供を行い、適切な訓練設定の支援を行う。

(2) 若年者に対する就労支援

(ア) 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援

三重労働局等と三重県との共催で大学等新卒者や既卒者向けの面接会「ふるさと三重就職フェア」、「合同企業フェア」を開催し、新規学卒者等への就職支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 新卒応援ハローワークをはじめとする公共職業安定所の学卒ジョブサポーターを通じて各大学等の未内定者数を把握し、当該情報を三重県に提供する。
- 未内定者数情報などを参考に三重県と共催で、大学等新卒者や既卒者向け面接会を開催する。

【三重県が実施する業務】

- 三重労働局から提供された未内定者数情報などを参考に、三重労働局と共催で大学等新卒者や既卒者向けの面接会を実施する。

(イ) おしごと広場みえにおける一体的な若年者支援

若年者に対する幅広い就職支援メニューをワンストップで提供するために三重県と共に若年者に対するワンストップサービスセンターを運営する。

【三重労働局が実施する業務】

- 新卒応援ハローワーク利用者のうち、必要な者をジョブカフェの他の機関へ取り次ぎ誘導する。
- ジョブカフェから提供された求人情報を基に、ハローワーク求人の開拓を行う。
- 職業相談の実施、職場定着の支援を行う。
- 新卒応援ハローワークとジョブカフェを構成する各機関のスタッフの間で意見交換会を行う。

【三重県が実施する業務】

- ジョブカフェ利用者のうち、必要な者を新卒応援ハローワークへ取り次ぎ誘導する。
- ジョブカフェで受付した求人情報を新卒応援ハローワークに提供する。
- 三重県人材・Uターンセンターとジョブカフェを構成する各機関のスタッフの間で意見交換会を行う。

(ウ) ジョブ・カード制度の推進

「三重県地域ジョブ・カード運営本部」を開催し、三重県を始めとした運営本部構成員の意見を踏まえ、平成25年度からの新たな「ジョブ・カード制度三重県地域推進計画」を策定し、当該関係機関等と連携の下、求職者、学生、企業等に対して制度を周知し、着実な推進を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- 公共職業安定所における職業相談、公共職業訓練等においてジョブ・カードを用いキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職を促進する等制度の着実な推進を図る。

【三重県が実施する業務】

- 24年度から一部の職業訓練に導入されたジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについて成果や課題を検証しつつ、他の訓練への拡大を図る。

(エ) ニートなどの若者の職業的自立支援の強化

ニート等の若者の就労を支援するための「地域若者サポートステーション」(現在、津市、伊勢市、伊賀市、四日市市に設置)において実施される事業の周知や効果的実施に向けて公共職業安定所が連携し、就労希望者に効果的な支援を行う。

(3) 女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）による経済活性化

女性の活躍促進（ポジティブ・アクション）と仕事と家庭の両立支援の推進、就業希望を実現するため、地方自治体等と連携し、支援を実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 女性の活躍促進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の周知・啓発、指導、助成金制度やポータルサイトの活用、好事例の提供などの効率的な情報提供、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の届出・認定申請（くるみんマーク取得）の働きかけを行う。また、女性のキャリア形成支援のため、継続雇用に係る制度等の情報提供を行い、導入促進に努める。
- マザーズコーナー（四日市・津・伊勢・名張）において、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うとともに、求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓を実施し、就業希望の実現を目指す。

【三重県が実施する業務】

- 公共職業安定所等と連携し、就労に向けて一歩踏み出そうとする女性を対象に、適職診断・就職準備セミナーなどの就労支援を行うとともに、就労に関心のある子育て期の女性の就労意欲を向上させる取組を展開する。また、三重労働局及び労使団体と連携し、女性の活躍を促進するため、企業でのワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。

(4) 高齢者の就労促進

(ア) 中高年齢者の再就職の援助・促進

一度離職すると再就職が厳しくなる中高年齢労働者に対し、県内3地域（四日市・津・伊勢）で中高年齢者向け合同面接会を三重県と共同で開催し、就業機会の拡大を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- 公共職業安定所の求人開拓推進員等を活用し中高年齢労働者の採用に前向きな事業所から求人を開拓し、面接会への参加を要請する。
- 公共職業安定所へ求職登録している中高年齢者に面接会への参加を呼び掛け雇用機会の拡大を図る。

【三重県が実施する業務】

- 働く意欲のある高年齢者をスムーズに就労につなげるため、適職診断を行う。

(イ) シルバー人材センター事業の推進

高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場を拡大するため、労働局・三重県・シルバー人材センター連合会等の連携を強化するとともに、三重労働局、三重県が共同してシルバー人材センターの適正な運営の指導に努める。

【三重労働局が実施する業務】

- 高齢者のニーズに対応した就業の場を提供するシルバー人材センター事業に対する支援を行うとともに、事故防止・適正就業に向けた指導を強化する。
- シルバー人材センターが行う高齢者向けの技能講習の実施を支援し、講習終了後の就職支援に努める。

【三重県が実施する業務】

- 公益社団法人としての基盤強化に向けた支援を行う。

(5) 成長分野などでの雇用創出・人材育成の推進

(ア) 実践型地域雇用創造事業の実施

自発雇用創造地域に該当する地域において、地域の関係者の創意工夫や発想を生かして雇用創造を図ることを目的として実施する。

【三重労働局が実施する業務】

- 「自発雇用創造地域」に該当する市町に対し、事業の提案に関する周知、相談を実施する。
- 「東紀州地域雇用創造推進協議会」が平成24年度より実施している事業に関し、実施内容等の確認等を行う。

【三重県が実施する業務】

- 「東紀州地域雇用創造推進協議会」の構成員として事業の円滑な実施を推進する。

(イ) 緊急雇用創出事業の実施

平成24年度までに交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、重点分野雇用創出事業及び震災等緊急雇用対応事業を実施するとともに、新たに創設された起業支援型雇用創造事業を実施することにより、離職を余儀なくされた失業者等に対し、次の雇用までの短期の雇用創出を図るとともに、地域に根ざした雇用の受け皿を創出する。

【三重労働局が実施する業務】

- 労働市場に関する情報提供、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図る。

【三重県が実施する業務】

- 市町の事業計画の策定支援を行なうとともに、県と市町が一体となって直接実施または民間企業等に事業を委託して実施することにより雇用を創出する。

(ウ) 介護等福祉人材確保に向けた取り組み

介護、医療、保育分野の安定的な人材確保を図るため、公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を設置し、サービス提供体制の整備及びマッチング機能の強化等を図る。

【三重労働局が実施する業務】

- 津公共職業安定所に福祉人材コーナーを設置し事業の推進を図る。三重県福祉人材確保推進協議会を設置し、三重県及び三重県福祉人材センター等関係機関との連携の強化を図る。
- 介護労働者の雇用管理改善に係る助成金の活用促進等により、介護職員等の定着を図る。

【三重県が実施する業務】

- 三重県福祉人材センターにおいて、「福祉・介護・看護職場就職相談会」等各種事業を実施することにより福祉人材確保対策を推進する。

(6) 重層的なセーフティネットの構築

(ア) 公共職業訓練・求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発や訓練機関と公共職業安定所との連携を通じた就職支援

三重県地域訓練協議会において、関係機関等と協議のうえ三重県地域職業訓練実施計画を策定し、県内全体において適切な規模・分野の訓練が実施されるよう総合的な調整を行う。

【三重労働局が実施する業務】

- 公共職業安定所において、キャリア・コンサルティング等を通じ、適切な訓練コースの選択を支援し、一定の要件を満たす者に給付金を支給するとともに、個別の就職支援計画に基づき、求人状況に関する情報やジョブ・カード、訓練受講者アンケート等を活用して訓練中及び訓練終了後の就職活動を支援する
- 地域の活性化・雇用の確保を図る観点で地場産業を支える人材育成支援を行う。

【三重県が実施する業務】

- 三重県立津高等技術学校における職業訓練や民間教育訓練機関への委託による訓練など、多様な職業訓練を実施する。

(イ) 生活保護受給者などの生活困窮者に対する就労支援の抜本強化（「生活保護受給者等自立就労促進事業（仮称）」の創設）

平成23年度から実施している「福祉から就労」支援事業を「生活保護受給者等自立就労促進事業（仮称）」に拡充強化する予定としており、三重県をはじめとする県内自治体関係部局並びに福祉や医療等の関係機関との連携を一層強化して実施し、生活保護受給者など生活困窮者の就労支援を抜本強化する。

具体的には、公共職業安定所から福祉事務所への定期的な出張相談を実施するなど、公共職業安定所と地方自治体による一体的な支援を展開し、生活保護等の受給申請の段階からの早期の就労支援を徹底する。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

三重労働局及び三重県が共同で定める数値目標

- (1) 障害者の実雇用率を平成 27 年度までの 4 カ年で全国平均に引き上げるため、積極的に障害者雇用対策を推進する。
(参考：24 年 6 月現在 1.57%、全国平均 1.69%)
- (2) 若年者雇用対策を積極的に推進し、平成 26 年 3 月卒業の高校生・大学生の就職率について、平成 25 年 3 月卒業生以上を目指す。
(参考：平成 24 年 3 月卒業生 高校生 98.6%、大学生 92.9%)
- (3) 職業能力開発機会の提供の充実を図るとともに、訓練受講者の就職支援を強化する。
三重県内の離職者訓練受講者の就職率について、施設内訓練 80%以上、委託訓練 65%以上、求職者支援訓練受講者の就職率について、基礎コース 60%以上、実践コース 70%以上を目指す。